

- 令和3年12月1日付けでキャリア形成プログラム運用指針（国通知）が大幅に改正された。主な改正事項は次のとおり。
- 特に、**キャリア形成プログラムの充実及びキャリア形成卒前支援プランの策定が義務付けられた**ことから、令和4年3月に開催予定の府医療対策協議会において詳細を協議する予定。

1. キャリアコーディネーターの配置

都道府県は、医師偏在対策と地域枠医師等のキャリア形成の両立を円滑に推進するため、派遣先について対象医師と大学等の専門医の研修プログラム責任者等との調整を行うとともに、対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する



府地域医療支援センター担当職員がキャリアコーディネーターを務める。各大学の地域枠学生を担当する教員の先生方とのさらに連携を強化する。

2. 修学資金貸与対象者の明確化（確保基金）

地域医療に従事する医師を増加させるため、別枠で選抜された地域枠の学生だけではなく、それ以外の学生においても、本人の希望により卒業後にキャリア形成プログラムを適用する場合は、都道府県が行う修学資金の貸与に対し、地域医療介護総合確保基金の活用を可能とする



今後、キャリア形成プログラム適用者を専門研修シーリングの対象外とすることや、国における地域枠の内枠化が見込まれることに留意する。

3. キャリア形成プログラムの充実

キャリア形成プログラムの更なる充実に向けて、都道府県は、地域枠医師等の意見を参考に、研修環境の整備や勤務負担の軽減に努めるものとし、就業開始後も、満足度等を含む意見聴取を定期的に実施する



地域医療構想における機能分化・連携の方針と整合性を図りながら、優先順位をつけて医師配置を検討していく。

4. キャリア形成卒前支援プランの策定

地域医療に従事することを希望する者が、学生・臨床研修の期間を通じてその意思を継続することができるよう、都道府県は、「キャリア形成卒前支援プラン」を策定し、学生の地域医療マインド涵養のために、地域医療に関する実習や講義の支援等を行う



大学や医療機関等と連携し、学生の地域医療等に対する意識の涵養を図るためのプロジェクト（卒前支援プロジェクト）を策定する。